

答 申 書

(案)

平成27年 月

三条市廃棄物減量等推進審議会

## 1 審議会の検討経緯

本市では、これまでの審議会の答申を受け、分別収集や家庭系ごみの有料化などによりごみの減量化及び資源化を推進してきたが、前回（平成 20 年 1 月）の答申から既に 7 年以上が経過している。この間に、本市においては平成 24 年 7 月に新清掃センターを供用開始し、また国においては更なる資源化を促進するため、平成 25 年 4 月に「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されるなど、市民生活を取り巻く社会（経済）環境が刻々と変化している。

このような状況において、今後も適切にごみの減量化及び資源化に取り組む必要があること、並びに家庭系ごみの処理料金を設定して 12 年が経過していることから、適正な処理料金のあり方について検討する必要がある。

当審議会においては、前回の答申内容の達成状況を始め本市のごみの排出量・処理経費の推移、県内 20 市における処理経費内訳及びごみ排出割合などの関係資料をもとに、①処理経費のあり方、②事業系ごみの減量化方策等、③ 3 R の推進の 3 項目について、これまでに審議会を〇回開催し、様々な角度から検討を重ねてきた。

まず、①処理経費のあり方では、前回の料金体系見直し後、平成 24 年度に新清掃センターの供用開始等により、ごみ処理に係る経費に変化が生じてきていることから、適正な手数料負担のあり方について、今後のごみの減量化や人口動態等を踏まえた中で検討を行った。

②事業系ごみの減量化方策等では、本市の総排出量に占める事業系ごみの割合が 40%程度と高く、また排出されるごみの中に資源物も多く散見されることから、減量化及び資源化を更に進めていくための方策について検討を行った。

③ 3 R の推進では、ごみの発生抑制、再利用及びリサイクルの 3 R を更に推進するための方策について検討を行った。

## 2 三条市の取組状況

本市において、前回の答申を受けてからごみの減量化及び資源化を推進するために実施した主な取組としては、清掃センターに直接搬入するごみ処理手数料を平成 20 年 7 月 1 日から従量制（10kg までごとに 60 円）に改めた。

次に、事業系ごみの減量化方策については、併せ産廃の受入制限を実施し、平成 25 年度までに段階的に減少させ、最終的に一事業者の年間受入数量を 50 トンとした。また、間伐材等の資源化指導（H21. 7）、発砲スチロールの受入禁止（H22. 1）と資源化の先の紹介、ガラス類の受入禁止（H26. 4）を実施してきた。

また、ごみの資源化の取組では、緑のリサイクルセンターにおける剪定枝の堆肥化や、学校給食の残渣を始めとする生ごみを堆肥化する完熟堆肥センターを整備し、製造した堆肥を農業生産者へ供給するとともに、学校給食共同調理場、公立保育所を含む公共施設及びスーパーなど市内 23 か所に廃食用油の回収ボックスを設置し、回収後、BDF（燃料）化に取り組んできている。

さらに、環境啓発の拠点施設となる「かんきょう庵」を整備し、各種啓発講座やイベントの開催を通じて広く市民への啓発に努めている。

これらの取組により、本市における廃棄物行政は比較的堅実に推移しているものの、少子高齢化社会を見据えた時、今後もこれまでの取組に加えて、持続可能で安定した廃棄物政策を実施していく必要がある。

### 3 三条市のごみ処理の現状と課題

#### (1) ごみの排出量及び処理経費

本市におけるごみの排出量については、平成 20 年度の 45,738 トンから平成 22 年度の 41,999 トンまで減少したが、その後は微増に転じ、平成 25 年度実績では家庭系、事業系合わせて 43,258 トンとなっている。(表-1 参照)

表-1 年度別ごみ排出量

年 度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H32
家庭系 ごみ	ごみ量	26,174t	25,498t	24,983t	24,770t	25,477t	25,074t	22,800t
	割合	57.2%	59.3%	59.5%	58.9%	58.6%	58.0%	58.2%
事業系 ごみ	ごみ量	19,564t	17,505t	17,016t	17,271t	17,989t	18,184t	16,352t
	割合	42.8%	40.7%	40.5%	41.1%	41.4%	42.0%	41.8%
合計	ごみ量	45,738t	43,003t	41,999t	42,041t	43,466t	43,258t	39,152t

※ H32 の数値は循環型社会形成推進地域計画の目標値

また、ごみ処理経費については、新清掃センターの供用開始に合わせて運営自体を民間委託としたことにより、これまで直営のため人件費や施設の燃料費及び薬剤の処理費が減ることになった。その代わりに、運営に係る委託料が増加することとなったが、全体の経費としては直営で運営していた平成 23 年度までのごみ処理経費より減少している。(3 頁 表-2 参照)

なお、清掃センターの運営委託料が平成 43 年度まで契約で定められていることや、今後建設が予定されている新最終処分場の稼働による経費の増分も見込まれるため、今後、ごみ処理経費が減少する可能性は低いと考えられる。

#### (2) 家庭系ごみ

家庭系ごみ量は、平成 20 年度から平成 25 年度までの間は、多少の増減はあるものの同程度の排出量で推移している。今後、更なるごみ減量化の取組や人口減少に伴い、排出されるごみの量は減少していくものと推測される。(表-1 参照)

表－2 年度別ごみ処理経費

単位：千円

年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	
処理及び維持管理費	人件費	家庭系	165,056	170,729	170,288	168,820	75,938	68,964
		事業系	123,503	117,179	115,911	117,801	52,770	49,940
		計	288,559	287,908	286,199	286,621	128,708	118,904
	処理費	家庭系	162,278	151,825	161,607	139,856	21,268	20,784
		事業系	121,424	104,203	110,001	97,590	14,779	15,050
		計	283,702	256,028	271,608	237,446	36,047	35,834
	委託料	家庭系	423,380	426,809	407,012	405,915	550,975	584,170
		事業系	62,090	57,932	49,647	54,662	158,861	187,061
		計	485,470	484,741	456,659	460,577	709,836	771,231
	入費他 車両購	家庭系	0	0	0	0	4,169	4,543
		事業系	0	0	0	0	2,897	3,290
		計	0	0	0	0	7,066	7,833
その他	家庭系	63,878	51,875	48,992	50,639	52,339	53,912	
	事業系	3,232	5,617	1,221	1,577	4,181	1,966	
	計	67,110	57,492	50,213	52,216	56,520	55,878	
合計	家庭系	814,592	801,238	787,899	765,230	704,689	732,373	
	事業系	310,249	284,931	276,780	271,630	233,488	257,307	
	計	1,124,841	1,086,169	1,064,679	1,036,860	938,177	989,680	

また、指定ごみ袋の料金については、平成 15 年度に家庭ごみの有料化を導入する際、当時のごみ処理経費の 15%の負担率を基本とし、これにごみ袋製造原価及び消費税額を加えた額で設定したが、新清掃センターの供用開始等に伴う処理経費の変化やごみ袋製造単価の高騰などにより、当初の積算の考え方に平成 25 年度の実績を当てはめて算定した場合、既に当初の料金を上回っている。(4 頁 表－3、7 頁 表－5 参照)

このことから、現状に合った料金体系について検討する必要がある。

表-3 三条市のごみ処理手数料

■一般廃棄物

処理区分				取扱区分	処理手数料の額
家庭廃棄物	市が収集、運搬及び処分をする場合（指定袋を使う場合）	ごみステーション	可燃ごみ 不燃ごみ	指定袋大（45ℓ） 1枚につき	45円
				指定袋中（30ℓ） 1枚につき	30円
				指定袋小（15ℓ） 1枚につき	15円
				指定袋極小（10ℓ） 1枚につき	10円
	市が収集、運搬及び処分をする場合（粗大ごみ処理券を使う場合）	戸別収集	粗大ごみ	1個当たり 1,000円を限度として、品目ごとに規則で定める額	
市民（市民から運搬の委託を受けた者を含む。）が市長の指定する処理施設へ搬入し、市が処分する場合（指定袋又は粗大ごみ処理券により排出する場合は、その処理手数料の額）		可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	10kgまでごとに	60円	
事業系一般廃棄物	事業者（事業者から運搬の委託を受けた者を含む。）が市長の指定する処理施設へ搬入し、市が処分する場合		可燃ごみ 不燃ごみ	10kgまでごとに	60円

(3) 事業系ごみ

事業系ごみ量については、平成20年度から平成22年度までは減少傾向で推移したが、平成23年度以降は増加傾向で推移している。（2頁表-1参照）

総排出量に占める割合も平成24年度では41.4%となっており、県内20市中事業系ごみの占める割合が高い方から2番目となっている。また、1事業所当たりのごみ排出量は2.89トンとなっており、県内20市中で1事業所当たりのごみ排出量が多い方から3番目となっている。

この要因としては、本市の事業所と人口の比率（事業所数／人口）で見た場合、

三条市は 6.0%で、県内 20 市中、高い方から 3 番目となっており、事業所数自体が多いことが考えられる。また、本市は地場産業の活性化を主目的として産業廃棄物のうち一般廃棄物と併せて処理する、いわゆる併せ産廃（4 品目）の受入れを行っているが、これも一つの要因として考えられる。

また、平成 25 年 2 月に清掃センターで実施した展開検査では、事業系一般廃棄物の中に廃プラスチック類（ペットボトル、発砲スチロール、ポリ袋等）、金属くず、段ボール等の資源物が混入していることが確認されている。このほかにも資源物が可燃ごみと混在して廃棄されている実態が見受けられることから、事業系ごみの減量化・資源化を進めるための対策が必要となっている。

事業系ごみを清掃センターに搬入し処分する場合の手数料は、10 kgまでごとに 60 円となっている。これは前回答申当時の実質ごみ処理経費に対する負担率を 30%と設定したことによるものであるが、平成 25 年度の実績では、事業系ごみ処理経費に対する負担割合は 42.3%となっている。これは、処理単価（処理費／ごみ量）が低くなっているため、負担割合が高くなっている。

#### (4) 3Rの推進について

資源物の回収量については、平成 20 年度の 5,251 トンから平成 21 年度の 4,923 トンまで減少したが、その後は増加し、平成 25 年度には 5,776 トンとなっている（表－4 参照）。これは、毎年全戸配布している「ごみの分け方・出し方」パンフレットを始め、ごみカレンダー等による啓発の結果、市民の中に資源物に対する意識の向上が図られたことが考えられる。ただし、三条市の循環型社会形成推進地域計画における資源化量では、平成 25 年度で 6,265 トンを目標としており、それに対する達成度は 92.2%にとどまっている状況にあるため、更なる資源化に向けた取組を検討する必要がある。

本市の有害ごみ及び粗大ごみを含む分別数は 11 種類であり、県平均の 14 種類を下回っている（平成 26 年 4 月 1 日現在）。特に容器包装プラスチック、白色トレーの分別収集は県内 20 市中 17 市で取り組まれているが、本市では行っていない。

また、平成 25 年 4 月 1 日に小型家電リサイクル法が施行されたことに伴い、本市でも平成 26 年度に拠点回収方式による試験回収を行った。その結果を踏まえ、当審議会が平成 27 年度からの本格実施に向けた検討を行い、その検討結果に基づき平成 27 年度から本格実施している。

しかしながら、回収量の実績などから、この取組が市民に十分に浸透していないと思われるので、この取組の意義を含め更なる PR に努める必要がある。

平成 25 年度にオープンした環境啓発施設「かんきょう庵」において、清掃センターに搬入された粗大ごみのうち、再利用可能な家具等の無料配布会やフリーマーケットを定期的に開催し、リユースの取組を進めている。

表-4 ごみの減量化、再生利用の推移等

単位:トン

区 分			実績						目 標
			H20	H21	H22	H23	H24	H25	H25
家庭系ごみ	収集ごみ	燃えるごみ	19,466	19,054	18,473	18,263	18,906	18,566	19,741
		燃えないごみ	842	773	732	750	810	755	932
		粗大ごみ	108	149	89	96	97	99	76
		資源物	5,202	4,881	4,983	4,925	4,993	4,842	5,365
		計	25,618	24,857	24,277	24,034	24,806	24,262	26,114
	直接搬入ごみ	清掃センター	548	633	702	732	670	809	651
		道心坂埋立地	8	8	4	4	1	3	0
計…①			26,174	25,498	24,983	24,770	25,477	25,074	26,765
事業系ごみ…②			19,564	17,505	17,016	17,271	17,989	18,184	17,913
合計(ごみ排出量)…③=①+②			45,738	43,003	41,999	42,041	43,466	43,258	44,678
資源化量	集団回収…④		1,036	723	773	755	705	677	1,070
	資源物		5,251	4,923	4,983	5,701	5,960	5,776	6,265
	中間処理後資源回収		530	456	428	475	1,415	1,571	3,661
	計…⑤		6,817	6,102	6,184	6,931	8,080	8,024	10,996
	リサイクル率…⑤÷(③+④)		14.6%	14.0%	14.5%	16.2%	18.3%	18.3%	24.0%

#### 4 今後取り組むべき方策について（提言）

##### (1) 処理経費の在り方

処理経費の在り方として、家庭系ごみ、事業系ごみとも原因者負担の原則に立ち適正なごみ処理手数料とする必要がある。

まず、家庭系ごみに係る指定ごみ袋の料金については、現在の年間ごみ排出量及び処理費をベースに平成15年度の算定式に当てはめると、現料金より6%超過している。また、消費税率に関しても平成26年には5%から8%に引き上げられており、さらに10%に引き上げられる予定となっている。

以上のことから、指定ごみ袋の料金については、ごみ量・ごみ処理費の実態に合わせるとともに、消費税率の引上げ分を加味した適正な料金に改定すべきである。

(7頁 表-5 参照)

なお、積算に当たっては、ごみ処理経費の負担率を15%とした平成15年度の積算に係る基本的な考え方を踏襲し、改定する直近の3か年分のごみ量、ごみ処理経費の実績を用い、より実態を反映した料金体系になるよう配慮すること。

次に、事業系ごみを清掃センターに搬入し処分する場合の手数料（10kgまでごとに60円）については、実質ごみ処理経費に対する負担率を30%と設定したものの、直近の実績を見るとこの率が既に30%を超えて42.3%となっている。家庭系ごみに係る指定ごみ袋の料金算定における負担率を15%と据え置くことから、今回、改正する理由は見当たらない。しかしながら、前述のとおり家庭系ごみの方を消費税率の引上げ等を加味した料金体系に改正（値上げ）される場合は、家庭系ごみの料金とのバランスを考慮し、消費税の引上げ分を加味した手数料体系に改定するのが望ましい。

なお、処理経費の改正時期については、今後国において消費税率の引上げが行われるタイミングも一つの時期として捉えて対応されるとともに、市民及び事業者への説明等については、十分配慮すること。

表-5 ごみ処理手数料の現時点の想定料金及び改定後の想定料金

1 指定ごみ袋の料金(平成15年度の算定式に平成25年度の処理経費等を基に算定)

算定式=ごみ処理経費の15%+ごみ袋製造原価+消費税額

区 分	H15年度 設定料金	現時点の想定料金 (消費税率8%)	改定後の想定料金 (消費税率10%)
大:45リットル袋(9kg)	45円	50円	51円
中:30リットル袋(6kg)	30円	34円	35円
小:15リットル袋(3kg)	15円	18円	18円
極小:10リットル袋(2kg)	10円	12円	13円
10kg当たりの処理手数料	50円	56円	57円

2 清掃センターに直接搬入した場合の料金(消費税分を引き上げた場合)

区 分	H20年度設定料金	現時点の想定料金 (消費税率8%)	改定後の想定料金 (消費税率10%)
10kgまでごとに	60円	65円	65円

(2) 事業系ごみの減量化方策等

事業系ごみの更なる減量化及び資源化を推進していくためには、事業者の意識付けが必要不可欠である。



そのための方策等として、まずは三条商工会議所を始め商工会、工業会やエコノミークラブなど様々な団体を通じて啓発に努めることは有効と考える。また、積極的に減量及び資源化に協力した事業所を例えば「環境優良企業」に認定し、合わせて市の広報を通して対外的にもイメージアップに結び付くようにするなど、事業者側に何らかのインセンティブを与えるような取組は、今後検討する必要がある。

また、ごみの適正搬入の徹底のため、適宜適切に展開検査を行うことは大変有効である。

併せ産廃の受入れについては、本市の産業振興のために行われていることは理解できるし、審議会でも清掃センターの処理能力内での新たな取組についての意見もあったが、産業廃棄物という性質を踏まえると、基本的には受入量を増やすべきではなく、今後も当分の間、現在の一事業者の年間受入数量 50 トンの制限を継続する中で、受入量の遵守はもとより、受入れるごみの内容について適正化を図るべきと考える。

### (3) 3Rの推進について

#### ア 使用済小型家電の拠点回収について（平成 27 年 4 月より本格実施）

- ① 拠点数は 10 か所とする。
- ② 拠点場所は、三条地区、栄地区及び下田地区における回収ボックスの配置バランスに配慮するとともに、三条東公民館を始めとする公共施設のほか、スーパーやホームセンターなども含める。
- ③ 処分方法は、障がい者支援施設への就労支援の場として活用する。
- ④ 小型家電に含まれている貴金属やレアメタル等の資源化を促進するためにも、市民に広報やホームページなどを活用して積極的に周知を図る。

#### イ 新たな資源物の回収について

県内でも多くの市で取り組まれている白色トレイ等、新たな分別収集については、市民に新たな負担をかけることから、市民の意識調査を行うことともに、費用対効果を十分検討した上で実施すること。

以上